大学院第一種奨学生

平成19年度特に優れた業績による返還免除の申請について

平成 16 年度より、大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生が当該課程において特に優れた業績を挙げたと認められた場合に、奨学金の全部または一部の返還が免除される「特に優れた業績による返還免除」制度が実施されています。(大学院において第一種奨学金を受けた者が教育又は研究の職にあることによる返還免除制度は、平成 15 年度奨学生採用者をもって廃止となりました。)

今年度貸与終了者の返還免除申請については、下記のとおりです。

記

【対象者】

平成 16 年度以降に大学院第一種奨学生に採用され、平成 19 年度中に貸与が終了する 者(途中辞退等含む)で、当該課程において優れた業績を挙げた者。

※平成20年3月までに辞退・退学・短縮修了等の異動で貸与修了する奨学生は今年度の対象者となります。異動予定で返還免除申請を希望する者は、速やかに異動の手続を済ませ、下記期間内に申請をするようにしてください。

【申請方法】

申請希望者は、期限までに申請要領の配布を受け、所定の申請書および必要添付資料を提出してください。

〇申請要領の配布

配布期間: 平成 19 年 12 月 17 日(月)~平成 20 年 1 月 31 日(木)

配布場所:学生支援課

〇申請書提出期限:平成20年1月31日(木)

【問合せ】

学生支援課 16.042-580-8139